

# 『山頂湖面抄』と『光源氏一部譚』

——両本における性格の相違を中心として——

古 野 優 子

一 中世源氏梗概書『山頂湖面抄』（文安六年（一四四九）成立）一冊と『光源氏一部譚』（享徳二年（一四五三）成立）十冊は、その識語を信じるならば、共に比丘尼祐倫の作とされている。しかし、両本の間には、僅か四年の隔たりにも拘らず、一冊と十冊と紙数に大差があり、内容的にもその性格を異にしている。

作者祐倫は、既に稲賀敬二氏の指摘にあるように、『康富記』の享徳三年から四年の間に、老比丘尼祐倫が源氏講釈をしたという記事でしか確認できず、正当な源氏学の研究者のなかでも地下に属していたものと考えられる。一介の地下の源氏研究者、しかも女比丘尼という立場から、数年のあいだに性格の異なる源氏梗概書を書き著しえた点は大変興味深い。

今回は、祐倫の手で成った『山頂湖面抄』と『光源氏一部譚』の両本を比較し、それぞれの性格を明らかにするとともに、その執筆背景や、参考にした源氏テキスト群について考察してゆきたい。

二 まず、両本の書誌的事項について少々触れる。既に『山頂湖面抄』の書誌については別稿を設けているため、詳しくはさげることが、この『山頂湖面抄』（以下、湖面抄）は五十四帖全帖に定家作といわれる、各巻の名を詠みこんだ和歌をもち、連歌付合の為の簡単な源氏梗概が書かれている。現在、神宮文庫・大東急記念文庫・静嘉堂文庫・松平文庫・内閣文庫・宮内庁書陵部・天理大学図書館の計七本が確認でき、神宮本を最善本と考える。序文に、連歌初心の人の源氏に関する「ひがごと」を祐倫が憂慮し、「末代の連歌付合のために」執筆した由がみえ、連歌付合のための源氏梗概書として成立したことが窺える。

次に『光源氏一部譚』（島原松平文庫蔵本 十冊本。）（以下、一部譚）は、巻末に「享徳弑年林鐘後十日 祐倫 此本書写于時天正十四年九月廿三日也」とあり、享徳二年に本書が成立し、天正十四年に書写されていることが確認できるが、先の湖面抄のように、その成立事情をしめす一文はみられない。

この一部譚については、既に今井源衛氏による詳細な論文があ

り、それによれば、本書の内容は「源氏物語の梗概が主であるが、それに加え引歌・引詩・難語注・有職故実等にわたる附注、さらにおおくの連歌の付合に関する指摘がある。」とされ、連歌付合の書として成立した湖面抄と共通する要素をもっている。

では、次に両本を具体的に比較検討していく。まず、内容比較の一つの手掛かりとして巻名由来をみたい。巻名由来とは、その巻がどんなことによつてその名がつけられたのかを示す一文のことをいう。湖面抄が五十四帖全ての巻名由来をもつのに対し、一部調ではその半数の二十六帖しかもたない。二部のもつ巻名由来が一致する可否かを検討すると、湖面抄と一部調の説明が同一のものは、躬盡・蓬生・薄雲・玉鬘・初音・虫・藤袴・藤之裏葉・横笛・夕霧・幻・橋姫・椎本・東屋・浮舟・手習の各巻、計十六帖が挙げられる。例えは藤裏葉巻の巻名由来では、

『山頂湖面抄』（神宮本）

一、藤のうらはとは、まめ人の中将をちじの大臣、又あらためてむこにとり給ふ夜御みき参りて、御時よくさうどきておとゞ、藤のうら葉のとうちずし給。（中略）藤のうら葉の引哥、

あさ日さす藤のうらはのうらとけて君し思はゞ我もたのまん  
『光源氏一部調』

一、この巻を藤うら葉と名付事は、卯月七日さいしやうをむことどり給し時、大みきにうちのおとゞ藤のうら葉のとうちずし給しゆへ也。

引歌 あさ日さす藤のうら葉のうらとけて君しおもは、われ

もたのまん

と云心也。この歌ゆへに巻を名付たり。

となり、同じ引歌が挙げられている。

一方、由来が不一致の巻をあげると、帚木・末摘花・紅葉賀・權・常夏・横柱・若菜上・柏木・鈴虫・御法の各巻、計十帖がある。その中には、由来をしめす和歌が異なるものと内容の異なるものとに分けられる。和歌の異なるものを由来に挙げる例に、末摘花巻を引く。

末摘花巻

『山頂湖面抄』

一、袖にふれけんとは、源氏くやしくおほして、御手習になつかしき色ともなきに何に此末つむ花を袖にふれけんこの巻是につけていふ名なり。

『光源氏一部調』

命婦 くれなひの一はな心ウイうすくともひたそらくたす名をし  
たてずは  
この哥ゆへ巻をもおんな君をも末摘花と名付たり。

湖面抄が源氏の和歌をとるのに対し、一部調では命婦の和歌をとっている。

また、湖面抄が贈答歌をもち、一部調が一首のみで由来をあげているものは、若菜上・柏木の各巻にみられる。

柏木巻

『山頂湖面抄』

一、かしは木と此巻を云事は、一条の宮に落葉は御息所と御

おやこ住給ひし也。まめ人の大将衛門のかみかくれての夏はじめ、其所へまいり給へるに、御庭の楓柏木などのすゑあひたる事に付て大将

ことならばならしの宿にならざらん葉守の神のゆるし有きとかへし

かしは木に葉守の神はまさずとも人ならずべき宿のしづえか  
とよみ給ひしゆへ也。

『光源氏一部謡』

一、この巻かしわ木と名付る事、一条の宮へ大将春のすゑにおはしたれば所くのすなごによもきおいてさひしげなるに若かやでかしわ木のすゑあひたるをたのもしき事かなと心あるさまにいひなして

大将 ことならばならしのえた御宿にともにならざなん葉もりの神のゆるしありきと

御返女はう

少将の君 かしわ木に葉もりのかみはまさずとも人ならずべき

やとのしづえか

この歌ゆへ巻を名付。

一部謡は贈答歌をあげるものの「この歌ゆへ」とあるように一首によつて由来をしめしている。

一方、湖面抄が一首のみで、一部謡に贈答歌がみられる巻は、帯木・楨柱・鈴虫・御法の各巻がある。

鈴虫巻

『山頂湖面抄』

一、鈴虫とは、松虫よりもなに心なくいまめきたるこそらうたけれど、八月十五夜に源氏、二品入道の宮の御かたにての給ひし時、入道の宮女三

大かたの秋をばうしと知にしをふりすてがたき鈴虫の聲

『光源氏一部謡』

一、秋になりて中のへいのきはをしをして野につくらせ給てむしとはなち給へはなきみたれたる夕暮おもしろ

きを源氏や、もすれはおはしましてき、給ふ(中略)  
入道の宮 大かたの秋をばうしとしりにしをふりすてかたき

す、むしの声

源氏 心もて草のいほりをいとへともなをす、むしのごゑぞふりせぬ

この歌ともゆへにす、むしと名付たり。

次に巻名由来の内容の異なる例として、

紅葉賀巻

『山頂湖面抄』

紅葉のもとなりしかば、もみぢの賀と名付侍々なり。

『光源氏一部謡』

神無月なれば、この巻をもみぢの賀と名付たり。

「紅葉のもと」と「神無月」でやや簡潔な説明ではあるが異なつて

いる。  
このように同作者の手でなつたにも拘らず、両本の間に巻名由来に対する説の相違があり、一部謡で巻名由来の省略化がみられる。

次に人物呼称についてみてゆく。中世源氏梗概書が、源氏古系図及び新系図と密接な関わりがあることは、池田龜鑑<sup>註</sup>、常磐井和子氏の調査によって明らかにされているが、両本にみられる人物呼称が、どこまで古系図と接点がみられるのか検討したい。湖面抄・一部譚にみられる特徴的な呼称を一覧にすると、左記の通りである。

人物呼称一覧表

人物名	山頂湖面抄(神宮本)	光源氏一部譚
末摘花	ひたちの宮・末摘花	末摘花・常陸宮の姫君・蓬生の君・よもぎふの宮・末摘花の御方・常陸宮の御かた・蓬生
近江君		外腹の娘・今の娘の方・今姫君・あふみの君・さがなもの、君
髭黒大将	ひげくろの大将・のちのおとぎ・ひげくろの大臣	右大将・右大将のひげくろ・ひげくろののおとぎ・ひげくろの左大臣・のみちのおとぎ

柏木	えもんのかみ・柏木の衛門	うちのおとぎの中将の君・衛門・岩もる中將・柏木衛門督・頭中將・故権大納言・かしわ木・中將・えもんのかみ・督・衛門のかん君
中の君	いもうと君・中の宮	中の君・いもうと・中の宮・こもちの御前・女君・故郷離中君・通昔中君
弁	弁のあま君・宇治のとはずがたりの老人・ふる人	弁の君・弁・とはずがたりのふる人・弁のあま・弁の尼公
浮舟	浮舟の君・あずまやの君・うきふね・手習・手習の君・手習方	三の君・蜻蛉君・あづまやの君・手習・浮舟・手習の君

と、実に多彩な呼称で呼ばれていることがわかる。やはり紙数が多く、梗概書を目的とした一部譚の方がより多様な呼称が使われている。

その呼称の中で古系図と接点をもつものは、九条家本古系図と一致する末摘花の呼称「よもぎふの君」、髭黒大将の「ひげくろのおとぎ」と「中君」の「故郷離る、中君」、「昔に通ふ中君」、浮舟の「手習君」

がある。また、為氏本古系図には、末摘花の呼称「蓬生の君」が挙げられる。<sup>注8</sup>

また、髭黒大将の異称である「のみちのおとど」については、古来から論議されていた名であり、池田氏の指摘によれば、『河海抄』卷十六紅梅巻にもみられ、「野道太政大臣 髭黒大臣一名也／素寂抄云 野道の字人ことにおほつかなき事に申さる（れ）と重代の本にかきをきて侍うへ、行成卿自筆本に野道とか、れたりしかば、仰て信とり侍りき」云々とある。<sup>注9</sup>

この呼称について、両本の説を比べてみると、湖面抄が「ひげくろの大將と申は源氏などの御そんにてはなし。されば系図にのちのおとどと有」という指摘に留まっていたものが、一部謂になると源氏講釈を思わせる「候」文体で書かれてはいるが「これは、かながきのあやまりと覚候（中略）ほんのほかに記したる物はみえず候」とあり、湖面抄よりも、より具体的批判的に書かれており、その批判的態度は三冊本『源氏大鏡』第一類本の一文、「秘説と覚ゆ」と相反することとなる。<sup>注10</sup>

更に、中君が、二部で「中宮」と書かれていることは実に興味深い。「中宮」の呼称は、源氏物語諸本でもゆれがあり、大島本では椎本から早蕨巻にかけて二十二例みられる。<sup>注11</sup>常磐井氏によれば、宇治中君に対して使われる「中宮」の呼称は、「一概に誤用といつてしまふ事のできない問題」があるとしている。<sup>注12</sup>宮家における継承の問題をほらみ、実際、平安朝であり得たのか否かは別として、鎌倉期頃の古系図では「君」と「宮」の呼称が特に意識されず、同時に使用していることを指摘されている。文安・享徳期に成立したこ

の二部も、これら古系図群と同じく「中宮」、「中君」を同出している。

#### 四

次に二部における和歌についてみてゆく。前述のように、両者は大幅に紙数があり、和歌の数も当然異なる。現存する『源氏物語』の総和歌数は七百九十四首であるが、一部謂がそのすべての和歌をもち、湖面抄ではその約八分の一、百首前後の和歌のみである。よつて、便宜上ここでは和歌の校異及び異文に限定して検討したい。

湖面抄には、和歌の校異が二百二十六例にわたってみられるが、青表紙本・河内本・別本系統に調べると、左記の通りである。（※神↓神宮文庫蔵本、大↓大東急記念文庫蔵本、静↓静嘉堂文庫蔵本、松↓松平文庫蔵本、天↓天理大学図書館蔵本、書↓宮内庁書陵部蔵本、内↓内閣文庫蔵本、諸↓湖面抄諸本共通の意として表示する）

1 青表紙本の歌詞に一致するもの 二十九例			
冷泉為秀筆本	二	三條西家本	一
池田本	三	慈鎮本	一
陽明家本	三	榊原家本	一
肖柏本	一	御物本	一
横山本	四	平瀬本	一
為氏本	一		
神本	四	天本	三
大本	二	書本	四

静本 三 内本 四  
 松本 四 諸本 五

2 河内本の歌詞に一致するもの 五十三例

河内本 八 為明本 一  
 七豪源氏 四 高松宮家本 一  
 大島本 三 鳳来寺本 一  
 御物本 三 尾州本 一  
 保坂本 一 國冬本 二

3 別本の歌詞に一致するもの 五十三例

神本 八 天本 七  
 大本 六 書本 六  
 静本 八 内本 八  
 松本 七 諸本 三  
 別本 二  
 國冬本 七 讃岐筆本 一  
 二条為氏本 二 麦生本 五  
 御物本 四 阿里莫本 七  
 冷泉為相筆本 一 山科言経筆本 一  
 陽明家本 七 保坂本 三  
 高松宮家本 二  
 神本 七 天本 五

大本 四 書本 八  
 静本 七 内本 九  
 松本 八 諸本 五

まず、青表紙本系統に属する歌詞は、二百二十六例中二十九例、河内本・別本系統で、ともに五十三例となる。数値だけみるならば、河内・別本系統にやや傾くが、大きな差はなく、諸本とも満遍なくうけていることがわかる。これは、別本系統による一部譌と異なる結果となる。

残り九十例の校異のなかには、源氏諸本に一致せず、また意味上、歌意の違ってくるものが四十例みられる。

表は、『新編角川国歌大観』青表紙系統の源氏物語の本文に拠り、上欄から順に国歌大観番号、句、湖面抄（神宮本）の歌詞、源氏物語本文の歌詞である。また、下欄には、湖面抄諸本の和歌の有無を示す。△が和歌はあるが神宮本の和歌異文と一致しないもの、○は神宮本の異文と一致するもの、×は、その和歌をもっていないものとして附している。

歌番号	句	神宮本湖面抄歌詞	源氏物語青表紙系統歌詞	神	大	静	松	天	書	内	諸
14	三句目	撫子の花	撫子の露	△	△	△	○	○	×	×	×
67	一句目	立ち帰る	立ちとまり	△	△	△	△	△	○	○	○
67	三句目	過ぎいくは	過ぎうくは	△	△	△	×	△	△	△	△
※166	四句目	えぞ過ぎやらぬ	えぞ忍ばれぬ	△	△	△	○	○	○	○	○
☆259	二句目	浪のひまにも	浪のまよひに	○	○	○	○	○	×	×	×



やとがめん」では、「亡き母君を人が咎めることでしょう」となり、その意味が変わる。

むしろ、ここに挙げた用例のなかには、誤写の可能性、あるいは当時残存していた源氏資料の問題も考慮する必要がある、性急に結論をだすことは難しく思われる。

## 五

以上、奥書を信用するならば同作者によると思われる『山頂湖面抄』と『光源氏一部譚』とを比較し、両本の性格が四年の隔たりにも拘わらず著しい性格の相違がみられ、また資料とした源氏テキストも異なることが明らかになった。それぞれの序文、跋文を信用し、作者を祐倫とするならば、四年のあいだに源氏に関する資料を集めなおし、性格の異なる二部を執筆したこと、特に先の湖面抄執筆時に用いた源氏テキストの大部分を破棄し、そこに新たな源氏の知識、及び連歌の付合を加え源氏梗概書『光源氏一部譚』を完成させていることは興味深い。果して、この二部が本当に同作者の手でなつたのか、もしそうであるならば、一介の地下の源氏研究者で、しかも女比丘尼という立場から可能であつたのか、また、一部譚に見られた人物呼称や細字注・割注の問題も含め、今後更に検討してゆきたい。

注一 稲賀敬二氏 『源氏物語の研究』 昭和四十二年 笠間書院 P

272 ~ 274

注二 拙稿 『中古文学 第五十九号』 平成九年五月 P 47 ~ 55

注三 寺本直彦氏 『源氏物語受容史論考』 (昭和五十九年 風間書院) では、この定家作説を否定されている。 P 433 ~ 436

注四 ただし、中野幸一氏御所蔵の『山頂湖面抄』については未見。

注五 今井源衛氏 『光源氏一部譚』 昭和五十九年 桜楓社 P 296 ~

331

注六 池田亀鑑氏 『源氏物語大成 卷七』 昭和四十一年 中央公

論社

注七 常磐井和子氏 『源氏物語古系図の研究』 昭和四十八年

笠間書院 P 255 ~ 258

注八 注七を参考にした。

注九 玉上琢彌氏 『河海抄 紫明抄』 昭和五十三年 角川書店 P

536 ~ 537

注十 石田穰二氏・茅場康雄氏編 『源氏大鏡』 平成元年 古典文

庫 P 338

注十一 上田英代氏・村上征勝氏他 『源氏物語語彙索引 第四

巻』 平成六年 勉強社

注十二 常磐井和子氏 『源氏物語古系図の研究』 昭和四十八年

笠間書院

注十三 今井源衛氏 『光源氏一部譚』 昭和五十九年 桜楓社

本稿は、平成九年度西日本国語国文学会の口頭発表をまとめたものです。ご教示賜りました諸先生方に厚く御礼申し上げます。